

平成24年度
保育園
入園のご案内

清須市

清須市子育て支援課（お問合せ先 400-2911）

1. 保育園とは

保育園は、児童福祉法に基づき、その児童の保護者が就労・疾病・病人の看護などを日中して、家庭で保育をすることができない（保育に欠ける）場合、保護者にかわって日々保育するところです。

2. 保育園へ入園できる基準

保育園へ入園できる児童は、保護者が次のいずれかに該当し、児童の保育をすることができないと認められる場合です。

- ① 家庭外労働……昼間家庭外で仕事をしている場合。
- ② 家庭内労働……昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合。（0.1.2歳児には該当しない）
- ③ 母親の出産……母親が出産の前後（産前3か月・産後2か月）の場合。
- ④ 病 気 等……病気、心身に障害のある場合。
- ⑤ 病人の看護等……同居の家族が長期間病氣中、若しくは心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあっている場合。
- ⑥ 災 害 等……火災・風水害・震災などで家屋を失ったり、破損したため、その復旧にあっているため児童の保育ができない場合。
- ⑦ 求 職 中……求職中である場合 {入園後一定期間が過ぎても見つからない場合は、退園していただくことがあります。}

※ 保育に欠ける期間とは、1か月15日以上・1日4時間以上家庭内で児童の保育ができない場合です。

●私的契約児 — 入園を希望される保育園の定員内であれば、上記の要件に関係なく入園することができます。（ただし 3歳児以上のみ）

3. 入園の決定について

提出書類などで、家庭状況を確認させていただき、入所基準を満たしているかどうか判断し、入園の決定（承諾）をします。

10月申込みの方は、2月初旬までに入所承諾書（または不承諾通知書）にてお知らせします。

その後の申込みの方についてのお知らせは、入園の直前となります。

また、保育園の定員に余裕がないときなどは、希望園に入園できない場合がありますので、ご了解ください。

4. 保育の実施期間について

小学校就学前までの範囲内で、「保育に欠ける」と見込まれる期間を入園希望できます。

例 3年保育 平成24年4月1日から平成27年3月31日

私的契約児で入園申込みされる方の実施期間は、平成25年3月31日までとなります。

5. 入園後の留意点

- ① 入所申込書提出後、申込み時の状況と異なった場合は、子育て支援課まで申し出てください。
- ② 退園するときは、その月中に退園届を提出してください。
- ③ 入園後、保育の実施が必要と認められない場合は、保育の実施を解除する場合があります。

6. 入園申込に必要な書類

① 保育所入所申込書

- ② **保育に欠ける証明書** 世帯の保護者(父母等)全員の証明書等が下記の通り必要になります。
(但し、65歳以上の祖父母の方は、原則として証明等の提出は必要ありません。)

家庭保育できない状況		提出していただく書類	証明者
1	外で働いている方(サリ-マソ・パート等)	雇用証明書	事業主
2	内職をしている方	就労証明(申立)書	内職提供者 事業主
3	自営業・農業を営む方	就労証明(申立)書	
4	出産前後の方	母子手帳のコピー	—
5	病気等で治療中の方	診断書	医師
6	障害のある方	障害者手帳または療育手帳のコピー	—
7	家族の病人等の看護に当たっている方	診断書・ 障害者手帳または療育手帳のコピー	医師

長時間保育及び土曜日の保育を利用される方は、「長時間保育申請書」を提出してください。

- ③ **面接調査票** 面接時に児童の状況についてお聞きします。

④ 保育料に関する資料添付用紙

入園する児童の世帯の父母と祖父母(家計の中心者である祖父母の場合に限る。)の課税状況(所得税または市町村民税)に応じて決まります。(入所後、保育園より通知します。)従って、それぞれの家庭によって負担金額が異なります。

◎ **保育料の決定に必要な書類** (「保育料に関する資料添付用紙」に糊付け)

区分	提出していただく書類	提出期限	
1	給与を得ている方	平成23年分源泉徴収票の写し	1月31日まで
2	確定申告をされた方	平成23年分確定申告書の写し	3月16日まで
3	平成23年分所得税非課税で、平成23年1月1日市外に住んでいた方	平成23年度市町村民税課税証明書	3月16日まで

※ 別添「保育料に関する資料添付用紙」に基づいて、必要書類を提出してください。

※ 私的契約児の保育料は、3歳児 25,000円 4・5歳児 19,000円です。
(提出書類につきましては①及び③のみを提出してください。)

⑤ 保育料の納入方法について

保育料は、口座振替(指定金融機関)にて納付していただきます。

⑥ 3歳未満児の第三子の保育料無料化について

18歳未満の児童を3人以上養育している家庭において、3歳未満児でかつ第三子(以降)の児童の保育料が無料となる制度があります。(詳細については、担当課にお尋ねください。)

⑦ 入園後の留意事項

※ 必要に応じて勤務先等への就労確認や実地調査を行いますのでご了承ください。

※ ご家庭の状況に変動があった場合は必ず保育園に届け出てください。

- 保護者の就労先・勤務時間が変わったとき
- 住所が変わったとき
- 姓が変わったとき
- 世帯人員が増減したとき
- その他変更があったとき

7. 申込みと面接について

入園申込みをされる場合は、必要書類（①から③）をご持参の上、入園児童同伴で、下記の日程により各保育園にお出かけください。

書類④につきましては、入園説明会以降の提出になります。

場 所	日 程	時 間
中之切保育園	10月17日（月）	午前9時から正午
西枇杷島保育園		午後1時から午後4時
ネギヤ保育園	10月18日（火）	午前9時から正午
一場保育園		午後1時から午後4時
夢の森保育園	10月19日（水）	午前9時から正午
土器野保育園		午後1時から午後4時
朝日保育園	10月20日（木）	午前9時から正午
星の宮保育園		午後1時から午後4時
本町保育園	10月21日（金）	午前9時から正午
須ヶ口保育園		午後1時から午後4時
桃栄保育園	10月24日（月）	午前9時から正午
新清洲保育園		午後1時から午後4時
廻間保育園	10月25日（火）	午前9時から正午
全保育園（予備）	10月26日（水）	午前9時から正午

※ 10月26日（水）は、各保育園で申込み（面接）ができなかった方が対象です。

8. 保育時間等について

- ① 通常保育 平 日 午前8時から午後4時まで 土曜日 午前8時から正午まで
- ② 長時間保育 平 日 午前7時30分から午前8時まで 午後4時から午後7時まで
- 土曜日 午前7時30分から午前8時まで 正午から午後7時まで

園 名	入所対象年齢	開所時間
西枇杷島保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
本町保育園	7か月から	午前7時30分から午後7時まで
一場保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
廻間保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
新清洲保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで

朝日保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
須ヶ口保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
土器野保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
桃栄保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
星の宮保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
中之切保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
ネギヤ保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで
夢の森保育園	9か月から	午前7時30分から午後7時まで

9. 保育所所在地等

園名	所在地	電話番号
西枇杷島保育園	清須市西枇杷島町泉 75	052-501-3113
本町保育園	清須市清洲 2251 番地	052-400-3064
一場保育園	清須市一場 558 番地	052-400-5501
廻間保育園	清須市花水木一丁目 2 番地 2	052-409-1822
新清洲保育園	清須市新清洲三丁目 3 番地 10	052-409-1470
朝日保育園	清須市朝日弥生 43 番地	052-400-3255
須ヶ口保育園	清須市東須ヶ口 103 番地	052-400-2020
土器野保育園	清須市土器野 502 番地	052-400-2907
桃栄保育園	清須市桃栄三丁目 192 番地	052-400-2242
星の宮保育園	清須市阿原池之表 32 番地	052-409-0881
中之切保育園	清須市春日砂賀東 95 番地	052-400-6811
ネギヤ保育園	清須市春日須ヶ田 21 番地	052-400-9602
夢の森保育園	清須市春日八幡裏 48 番地	052-400-9601

